

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 水道基本料金を減免します

水道事務所 ☎0738-22-0942

新型コロナウイルス感染症が家計や経済活動に大きな影響をもたらしている状況を踏まえ、市民生活や地域経済を支援するため、水道の基本料金を全額減免します。

●支援の内容

水道基本料金の全額減免

◆対象 全ての契約者、全ての用途

◆期間 令和3年12月検針から令和4年1月検針分まで（2か月間）

・令和3年12月検針分…支払方法が納付書の場合、12月下旬発送。

※口座振替の場合、1月12日が振替日となります。

・令和4年1月検針分…支払方法が納付書の場合、1月下旬発送。

※口座振替の場合、2月14日が振替日となります。



●手続き

今回の減免措置について、手続きは不要です。

●水道料金の例（税込み）

◆家事用 メーター口径13mmの場合

	減免前	減免後	減免額
10㎡までの場合	1,210円	0円	△1,210円
20㎡の場合	2,420円	1,210円	△1,210円

◆営業用 メーター口径13mmの場合

	減免前	減免後	減免額
20㎡までの場合	3,080円	0円	△3,080円
50㎡の場合	9,680円	6,600円	△3,080円

●その他

- ・「ご使用水量・料金のお知らせ」の請求予定額については、減免後の金額を表示します。
- ・減免期間終了後は、現行の基本料金を適用させていただきます。
- ・新型コロナウイルスの影響で、一時的に水道料金の支払いが困難となっている方に対しては、引き続き支払いの相談等に応じますのでお問い合わせください。
- ・減免措置について、水道事務所から電話や訪問をすることはありません。
- ・その他ご不明な点については、水道事務所（☎0738-22-0942）までお問い合わせください。



水道事務所からのお願い

水道料金のお支払いは、便利で安心、確実な口座振替をぜひご利用ください。